

令和2 年度 石ヶ谷墓園墓所移転に伴う墓石等移設業務委託

設計書

(当初設計)

業務番号

業務名

石ヶ谷墓園墓所移転に伴う墓石等移設業務委託

履行場所

明石市大久保町松陰字石ヶ谷地内

工 種

業務委託

業務費内訳書

| 工種 | 数量 | 単位 | 金額 | 規格・摘要 |
|-------------|----|----|----|--|
| 墓石等移設業務費計 | | | | |
| 既存墓石時解体引き上げ | 1 | 式 | | |
| 卷石解体 | 1 | 式 | | |
| ベース設置 | 1 | 式 | | T=10cm 鉄筋含む |
| 石棺材料 | 1 | 式 | | 22寸×24.5寸×7寸高 G623石(中国産) |
| 石棺据付 | 1 | 式 | | |
| 墓石等据付 | 1 | 式 | | 材料流用 |
| 卷石材料 | 1 | 式 | | 1,800mm×2,230mm×高260mm G623石(中国産) |
| 卷石据付 | 1 | 式 | | 接合部のL型金具結束含む |
| 業務原価計 | | | | |
| 諸経費 | | | | |
| 墓石等移設業務費計 | | | | |
| 消費税相当額 | | | | |
| 合計 | | | | |

特記仕様書

委託名 石ヶ谷墓園墓所移転に伴う墓石等移設業務委託

委託場所 明石市大久保町松陰字石ヶ谷 1466 番

1-1. 適用

本仕様書は、明石市都市局都市整備室緑化公園課が発注する「石ヶ谷墓園墓所移転に伴う墓石等移設業務委託」に適用する。

1-2. 業務内容

本業務は、発注者が指定する一般墓所の区画を新たに指定する区画へ墓石等既存の施設すべて移設することを目的としている。ただし、石棺と巻石については、流用することができないため、設計図書で指定する新規の材料を用いること。その際、使用材料承諾書を提出し、発注者の承諾を得た後に使用すること。

目的を達成するために発生する廃棄物について、土砂、墓石、巻石、コンクリート殻、樹木等に分別したうえ、発注者の指示する墓園内の置場に集積しシートにて養生すること。なお、すでに分別収集された廃棄物が仮置きされているため、仮置場の整理も当該業務において行なうこと。

発注者が指定する区画については、地下に構造物が残地（基礎コンクリート、殻も含む）されていないことを確認し、真砂土の敷均し（ $t=10\text{cm}$ ）を行うこと。

業務は令和2年7月31日を期限とする。

1-3. 対象とする区画

14区509号の施設を17区242号へ移設する。

1-4. 業務用地等

事業用地は墓園用地であることから、墓園参拝者の利用及び安全等に十分配慮し、施工するものとする。

1-5. 業務の着手及び完了

受注者は業務着手するまでに業務の工程、施工方法、連絡調整先、報告手段等を施工計画書として取り纏め、監督員の承諾を得ること。着手してからは、工程管理を適切に行い、工期を厳守すること。

1-6. 施工条件

受注者は、日曜日及び国民の祝日は、現場作業を行わないこと。また、作業時間は午前9時から午後5時（休憩時間1時間含む）までとし、準備・跡片付け等は、前後30分程度とする。混雑が見込まれる盆及び彼岸で発注者が指示する期間については、休工とすること。

1-7. 工事カルテ

不要とする。

1-8. 施工体制台帳

不要とする。

1-9. 受注者相互の協力

本業務が他工事（業務）と競合する場合、業者間の連絡を密にし、工程等の調整を行い、施工を速やかに行うこと。

1-10. 完了報告

受注者は、業務完了報告書を作成の上、着工前の写真、旧使用者の所有物等が残置されていない状態であることが確認できる写真、撤去状況の写真、設置状況の写真、等を区画ごとに整理し、業務完了後速やかに監督員に提出しなければならない。

1-11. 業務中の安全確保

受注者は、関係諸法規を遵守し、現場内外の安全管理に万全を期し、業務施工に伴う諸手続きは、受注者の責任において関係諸官庁に提出し許可を得ること。

1-12. 後片付け

遅滞なく供用を開始できるように、確実かつ円滑に引き継ぎを行うものとする。

1-13. 環境対策

（低騒音型・超低騒音型の使用）

本業務の施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定にもとづき指定された建設機械を使用すること。なお、コンクリート構造物の取壊しは、近隣住民への影響を最小限に抑える措置を十分講じること。

（排出ガス対策型建設機械）

本業務において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、監督員と協議のうえ、対策を検討するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

なお、施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督員に提出するものとする。

| 機 種 | 備 考 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレシヨンドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン | <p>ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kw 以上、260kw 以下） を搭載した建設機械 に限る</p> |

1-14. 交通安全管理

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件及び打合わせにより実施するものとする。

1-15. 諸法令の遵守

1. 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間については遵守しなければならない。
2. 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、業務に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。なお、道路法第 47 条第 1 項に該当する車両を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得るものとする。

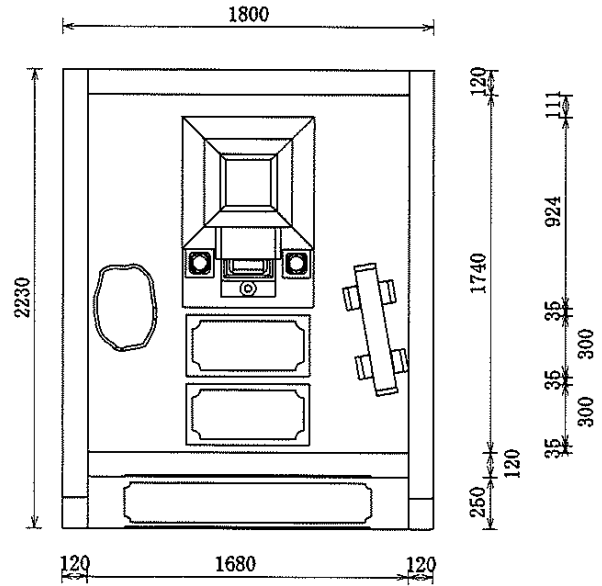
1-16. その他

1. 関係各署における各届出書は期限までに必ず提出するものとする。
2. 関係機関における連絡は確実に実施すること。
3. 施工時期、施工方法については各関係機関より承諾を得てから施工するものとする。
4. 本工事の施工上、知り得た情報を他人に漏らしたり利用したりしてはならない。
5. 地下埋設物等、不可視のため、想定している条件と異なる可能性があるが、原則、業務委託費用の変更対象とはならないことに留意すること。
6. やむを得ない事由により、契約内容に変更の必要が生じた場合、速やかに発注担当者との対応の協議を行なうこと。
7. 安全施設類においては、墓園参拝者への配慮をするものとする。

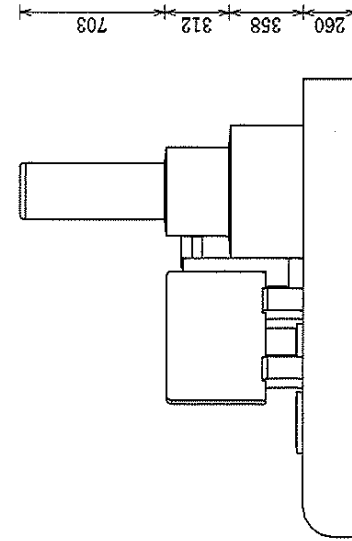
8. 撤去基地は真砂土の敷均し（ $t=10\text{cm}$ 程度を想定）により撤去面を整正し、墓所内景観・環境の維持に努めるものとする。
9. 巻石撤去時等において、重機等の接触により近接墓所に破損等の損害を与えた際には、即時、発注担当者へ報告を行うとともに、受注者の負担で被害者との交渉及び補償を行うこととする。なお、着手前の隣接基地の状態は受注者が写真等で記録しておくこと。
10. 隣接地の巻石の基礎が越境している場合がある。その場合、監督員に報告をした後、隣接地の巻石の直下までチップングする等により撤去を行なうこと。その場合も上記 9 について遵守すること。
11. 上記 10 について、原則、受注金額変更の対象としない。
12. 巻石等撤去した材料の運搬は、令和 2 年 7 月 31 日を期限として行うこと。

以上

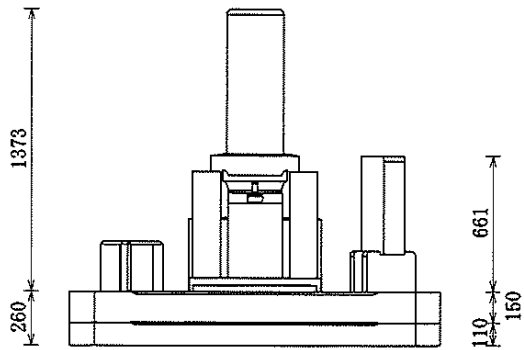
平面図



側面図



正面図



外観図

